

## 自立支援医療費（育成医療）について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費（育成医療）の自己負担上限額の決定に当たり、**「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。**

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、**みなし適用の対象となる可能性があります。**

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

**要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む。）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。**

- ※あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体が減額されるものではありません。**
- ※**適用には申請が必要**となりますので、お住いの自治体の保健所までお問い合わせください。
- ※要件に該当するかを確認するため、**戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額の算定に必要な書類として提出していただく場合があります。**
- ※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ※その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

<参考：自己負担上限額一覧表> **赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：1割、外来+入院)	
			一般	重度かつ継続
生活保護	-		0	-
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	保護者収入 ～80万円	2,500	-
低所得Ⅱ		保護者収入 80万円超～	5,000	-
中間所得Ⅰ	市民税所得割	3.3万円未満	<b>5,000</b>	<b>5,000</b>
中間所得Ⅱ	市民税所得割	3.3万円以上23.5万円未満	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>
一定所得以上	市民税所得割	23.5万円以上	自立支援医療 対象外	20,000